

判決年月日	平成17年10月26日	担当 部	知的財産高等裁判所 第3部
事 件 番 号	平成17年(行ケ)10202号		
○ 「モータ」と題する数値限定発明につき、本願発明と引用発明とは、その課題及び効果を実質的に同じくし、解決方法は同一であるから、引用発明において、その数値範囲内の一部を選択し、限定することは、当業者が容易になし得た程度のものということができ、引用発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたとして拒絶査定に対する審判請求を不成立とした審決が維持された事例			

（関連条文）特許法29条2項

本願発明は、ステッピングモータにおける第1のステータコアと第2のステータコアとの離間角度を電気角で、 $\theta_E/2 + \alpha_E$ （但し、 $\theta_E/2$ は電気角で 90° ）としたときに、 α_E を電気角で、少なくとも $-10^\circ < \alpha_E < 0^\circ$ を含む範囲に設定したものである。引用発明は、同じく離間角度を電気角で $-45^\circ < \alpha < 0^\circ$ に設定したものである。本願発明と引用発明との相違点は、離間角度の数値範囲にある。

本願発明の課題であるモータの「振動の低減」と引用発明の課題であるモータの「回転精度」とは、実質的に異なる。

引用発明と本願発明は、課題及び効果を同じくし、その数値的範囲が異なるにすぎないから、本願発明に進歩性が認められるためには、少なくとも、本願発明の数値限定に臨界的意義が必要である。

本願明細書には、どのような条件下で実験を行い、どのような結果が得られたかに関する説明も資料も存在しないし、なぜ振動が低減するかについての理論的説明もない。また、本願発明に係るモータの振動レベルは、本願発明の限定された数値（ -10° 、 0° ）の前後においてその振動レベルは連続的に変化しており、その数値 -10° 、 0° は、振動レベルが不連続的に変わる境界を成すものではない。結局、本願発明の数値範囲 $-10^\circ < \alpha_E < 0^\circ$ は、本願発明が振動レベルが小さいものとして選択したところの振動レベルの大きさの基準として、従来からある電氣的離間角度 $\theta_E = 0^\circ$ のものを採用したにすぎず、このように従来のもを振動レベルの基準として採用したことは、当業者であればごく自然なものとして容易に採り得た基準というべきであって、そのことに特段の技術的意義及び効果を認めることはできず、本願発明の数値限定に臨界的意義はない。

したがって、本願発明と引用発明とは、その課題及び効果を実質的に同じくし、解決方法は同一であるから、引用発明において、その数値範囲内の一部を選択し、限定することは、当業者が容易になし得た程度のものということができる。